

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

【住宅資金貸付等勘定】

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	195,486,246,611	借入金	240,961,823,000
現金	348,093	財政融資資金借入金	225,961,823,000
預け金	187,780,552,906	民間借入金	15,000,000,000
代理店預託金	7,705,345,612	他勘定借入金	5,000,000,000
金銭の信託	41,501,396,602	他勘定長期借入金	5,000,000,000
金銭の信託	41,501,396,602	債券	1,222,171,056,179
有価証券	89,040,687,786	貸付債権担保債券	965,894,294
国債	5,428,017,306	一般担保債券	628,968,411,610
地方債	15,923,422,134	住宅宅地債券	592,244,958,182
政府保証債	7,267,214,603	債券発行差額(△)	△ 8,207,907
社債	15,422,033,743	預り補助金等 (注)	41,087,105,998
譲渡性預金	45,000,000,000	預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金 (注)	41,087,105,998
貸付金	1,499,664,649,135	その他負債	26,192,378,574
手形貸付	19,542,204,259	未払費用	8,220,797,092
証書貸付	1,480,122,444,876	前受収益	13,381,675,453
他勘定貸付金	183,703,725,182	その他の負債	4,356,056,415
他勘定長期貸付金	183,703,725,182	他勘定未払金	233,849,614
その他資産	55,233,143,482	賞与引当金	150,553,627
求償債権	4,509,205,305	退職給付引当金	2,127,170,575
年金譲受債権	14,292,529,704	保証料返還引当金	1,382,300
未収収益	1,190,869,362	保証債務	67,028,358,609
その他の資産	22,157,517,776		
他勘定未収金	13,083,021,335	負債の部合計	1,604,719,828,862
無形固定資産	3,600,040,201		
ソフトウェア	3,599,987,175	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	53,026	資本金	54,032,000,000
保証債務見返	67,028,358,609	政府出資金	54,032,000,000
貸倒引当金(△)	△ 7,297,086,044	資本剰余金	16,345,694
		資本剰余金	△ 33,404,000
		その他行政コスト累計額 (注)	49,749,694
		除売却差額相当累計額 (注)	49,749,694
		利益剰余金	469,421,582,322
		前中期目標期間繰越積立金 (注)	301,671,675,465
		機構法第18条第2項積立金 (注)	67,855,851,490
		積立金 (注)	71,436,174,521
		当期末処分利益	28,457,880,846
		(うち当期総利益)	(28,457,880,846)
		評価・換算差額等	△ 228,595,314
		繰延ヘッジ損益	△ 228,595,314
		純資産の部合計	523,241,332,702
資産の部合計	2,127,961,161,564	負債の部及び純資産の部合計	2,127,961,161,564

※貸借対照表注記

- (注)は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
- その他行政コスト累計額は、主に不要財産に係る国庫納付を行うにあたり、必要な債券を売却したことにより計上しているものです。当事業年度において国等からの出資を財源に取得した資産に該当するものではありません。

行政コスト計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：円)

I 損益計算書上の費用

資金調達費用	9,324,554,252	
保険引受費用	115,867,163,396	
役務取引等費用	1,137,031,308	
その他業務費用	675,071,330	
営業経費	8,587,583,663	
その他経常費用	2,197,575	
損益計算書上の費用合計		135,593,601,524

II その他行政コスト

その他行政コスト合計	0
------------	---

III 行政コスト

135,593,601,524

※ 行政コスト計算書注記

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	135,593,601,524
自己収入等	△ 160,661,725,589
法人税等及び国庫納付額	△ 1,247,063
機会費用	794,479,309
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	△ 24,274,891,819

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用については、10年利付国債の令和7年3月末時点の利回りを参考に1.485%で計算しています。

(2) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用については、当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支払基準等を参考に計算しています。

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：円)

科 目	金 額
経常収益	163,942,757,539
資金運用収益	23,239,198,266
貸付金利息	18,224,833,988
求償債権損害金等	123,901,320
年金譲受債権利息	532,711,913
有価証券利息配当金	580,050,671
買現先利息	6,305,200
預け金利息	207,257,902
他勘定貸付金利息	3,564,137,272
保険引受収益	122,237,292,881
団信特約料	57,206,575,761
団信受取保険金	45,202,069,001
団信配当金	19,828,648,119
役務取引等収益	275,480,506
保証料	19,847,643
その他の役務収益	255,632,863
補助金等収益 (注)	3,281,031,950
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益 (注)	3,274,845,196
地方公共団体補助金等収益 (注)	6,186,754
その他経常収益	14,909,753,936
貸倒引当金戻入額	646,716,903
保証料返還引当金戻入額	683,100
勘定間異動に伴う退職給付引当金戻入額	42,529,634
償却債権取立益	1,100,594,247
金銭の信託運用益	6,494,519
その他の経常収益	13,112,735,533
経常費用	135,593,601,524
資金調達費用	9,324,554,252
借入金利息	1,696,648,236
債券利息	7,575,931,975
他勘定借入金利息	51,974,041
保険引受費用	115,867,163,396
団信支払保険料	70,330,123,176
団信弁済金	45,537,040,220
役務取引等費用	1,137,031,308
役務費用	1,137,031,308
その他業務費用	675,071,330
債券発行費償却	675,048,031
その他の業務費用	23,299
営業経費	8,587,583,663
営業経費	8,587,583,663
その他経常費用	2,197,575
その他の経常費用	2,197,575
経常利益	28,349,156,015
当期純利益	28,349,156,015
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注)	108,724,831
当期総利益	28,457,880,846

※損益計算書注記

(注) は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：円)

(注) 実質買付等助成)	(単位: 円)														
	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金			Ⅲ 利益剰余金						Ⅳ 評価・換算差額等			純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金（通則法第44条第1項積立金）	機構法第18条第2項積立金	当期末処分利益		利益剰余金合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
			国庫納付差額	除売却差額相当累計額（-）					うち当期総利益						
当期首残高	53,332,000,000	53,332,000,000	△ 33,404,000	49,749,694	16,345,694	301,780,400,296	37,745,045,439	67,855,851,490	33,691,129,082	-	441,072,426,307	△ 299,836,848	△ 299,836,848	494,120,935,153	
Ⅰ 資本金の当期変動額															
出資金の受入	700,000,000	700,000,000												700,000,000	
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額															
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額															
(1) 利益の処分又は損失の処理															
利益処分による積立て							33,691,129,082		△ 33,691,129,082		-			-	
(2) その他															
当期純利益									28,349,156,015	28,349,156,015	28,349,156,015			28,349,156,015	
前中期目標期間繰越積立金取崩額						△ 108,724,831			108,724,831	108,724,831	-			-	
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額（純額）												71,241,534	71,241,534	71,241,534	
当期変動額合計	700,000,000	700,000,000	-	-	-	△ 108,724,831	33,691,129,082	-	△ 5,233,248,236	28,457,880,846	28,349,156,015	71,241,534	71,241,534	29,120,397,549	
当期末残高	54,032,000,000	54,032,000,000	△ 33,404,000	49,749,694	16,345,694	301,671,675,465	71,436,174,521	67,855,851,490	28,457,880,846	28,457,880,846	469,421,582,322	△ 228,595,314	△ 228,595,314	523,241,332,702	

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	貸付けによる支出	△ 87,627,760,000
	人件費支出	△ 2,301,255,475
	団信保険料支出	△ 70,396,284,461
	団信弁済金支出	△ 45,835,970,328
	その他業務支出	△ 7,205,558,013
	貸付金の回収による収入	104,279,742,873
	貸付金利息の受取額	18,216,125,616
	団信特約料収入	55,636,183,445
	団信保険金収入	45,535,177,795
	団信配当金の受取額	19,230,343,178
	その他業務収入	21,432,145,404
	地方公共団体補助金等収入	6,186,754
	小計	50,969,076,788
	利息及び配当金の受取額	4,133,819,007
	利息の支払額	△ 9,172,116,929
	業務活動によるキャッシュ・フロー	45,930,778,866
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券（債券）の取得による支出	△ 28,159,343,000
	有価証券（債券）の償還による収入	1,860,000,000
	有価証券（譲渡性預金）の純増減額（減少：△）	65,000,000,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 2,570,748,850
	定期預金の預入による支出	△ 187,400,000,000
	定期預金の払出による収入	120,000,000,000
	金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の増加による支出	△ 20,933,455,163
	金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の減少による収入	2,238,387,496
	金銭の信託（合同運用指定金銭信託）の純増減額（減少：△）	50,000,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	34,840,483
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	民間長期借入金の返済による支出	△ 35,000,000,000
	債券の発行による収入（発行費用控除後）	163,766,951,969
	債券の償還による支出	△ 117,291,518,250
	財政融資資金借入金の借入れによる収入	3,920,000,000
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 21,955,293,000
	政府出資金収入	700,000,000
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 1,247,063
	他勘定長期借入金の返済による支出	△ 29,000,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,861,106,344
IV	資金増加額	11,104,513,005
V	資金期首残高	116,981,733,606
VI	資金期末残高	128,086,246,611

利益の処分に関する書類

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：円)

I	当期未処分利益		28,457,880,846
	当期総利益	28,457,880,846	
II	積立金振替額		369,527,526,955
	前中期目標期間繰越積立金	301,671,675,465	
	機構法第18条第2項積立金	67,855,851,490	
III	利益処分額		
	積立金		397,985,407,801

- (※1) 当期未処分利益については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第1項に基づき、将来の損失の発生等に備えるために、積立金として積み立てるものです。
- (※2) 前中期目標期間繰越積立金については、団体信用生命保険等業務を長期安定的に継続するための財源等として主務大臣の承認を受けて積み立てたものですが、本年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第96に基づき積立金に振り替えております。
- (※3) 機構法第18条第2項積立金については、将来の損失の発生等に備えるために主務大臣の承認を受けて積み立てたものですが、本年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第96に基づき積立金に振り替えております。

重要な会計方針（住宅資金貸付等勘定）

1 減価償却の会計処理方法

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。また、その他の無形固定資産については利用可能期間（10年）に基づいています。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：経営破綻の状況にはないものの、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者、継続的な返済を支援するため元金の一部繰延べ、延滞元金若しくは延滞利息との繰延べなどの貸出条件の変更を行った債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。なお、要注意先のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（3か月以上6か月未満延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者を要管理先とし、要注意先を、要管理先と要管理先以外の要注意先に分けて管理しています。

正常先：業況が良好であり、かつ、財務内容に特段の問題がないなど債務の履行に問題がないと認められる債務者

ア 破綻先及び実質破綻先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

イ 破綻懸念先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

ウ 要管理先及び要管理先以外の要注意先に係る債権のうち、債権元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てています。

エ 上記以外の債権については、ポートフォリオの特性に応じて、個人向けの債権とそれ以外の債権にグルーピングを行ったうえで、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 保証料返還引当金

注記事項の1(2)の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第6条第1項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。

3 有価証券の評価基準及び評価方法（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含みます。）

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっています。

(2) その他有価証券

時価法によっています。

4 金利スワップ取引の処理方法

賃貸住宅建設資金の貸付けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の会計については、繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の変動額等を基礎にして評価しています。

5 収益及び費用の計上基準

当機構の顧客との契約から生じる収益は、主に機構団信又は3大疾病付機構団信による債務弁済充当契約に基づく団信特約料であり、所定の事由に該当した場合に顧客の住宅ローンの債務弁済を行う義務を負うことの対価として受領しています。団信特約料については、契約期間中、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれていません。

6 債券発行差額の償却方法

債券の償還期限までの期間で均等償却しています。

7 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」です。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 7,297,086,044 円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 2 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いています。

- ・ 債務者の財務内容や延滞の状況等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・ 担保評価に基づく処分可能見込額
- ・ 予想損失率の算定に際して、過去実績に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する過去実績の趨勢等を踏まえた将来見込み

これらの仮定は、将来の経済状況の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定と将来の事象等に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項（住宅資金貸付等勘定）

1 貸借対照表関係

(1) 担保資産

貸付債権担保債券の担保に供するため、貸付金を信託しています。

担保に供している資産の額及び担保に係る債務の額については、注記事項（法人単位）に記載しています。

(2) 年金譲受債権

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第7条第1項第3号の規定により、独立行政法人福祉医療機構から譲り受けた債権の残高を整理しています。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金預け金	195,486,246,611円
定期預金	△67,400,000,000円
資金期末残高	128,086,246,611円

3 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。当機構の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しています。

企業年金基金制度（積立型制度）では、役職員の報酬・給与と勤務期間に基づいた年金を支給しています。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、役職員の報酬・給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、役員分については簡便法、職員分については原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,725,233,721	円
勤務費用	143,070,189	
利息費用	27,798,723	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 516,156,523	
退職給付の支払額	△ 264,104,594	
過去勤務費用の当期発生額	0	
制度加入者からの拠出額	0	
勘定間異動に伴う増減	△ 87,908,514	
期末における退職給付債務	4,027,933,002	

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,425,078,039	円
期待運用収益	42,848,523	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 37,616,213	
事業主からの拠出額	71,297,286	
退職給付の支払額	△ 106,514,859	
制度加入者からの拠出額	0	
勘定間異動に伴う増減	△ 44,148,670	
期末における年金資産	2,350,944,106	

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,129,022,674	円
年金資産	△ 2,350,944,106	
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 221,921,432	
非積立型制度の未積立退職給付債務	1,898,910,328	
小計	1,676,988,896	
未認識数理計算上の差異	531,743,865	
未認識過去勤務費用	△ 81,562,186	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,127,170,575	
退職給付引当金	2,127,170,575	
前払年金費用	0	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,127,170,575	

④退職給付に関連する損益

勤務費用	143,070,189	円
利息費用	27,798,723	
期待運用収益	△ 42,848,523	
数理計算上の差異の当期費用処理額	52,435,434	
過去勤務費用の当期費用処理額	13,554,337	
臨時に支払った割増退職金	0	
合計	194,010,160	

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	61%
株式	28%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

※小数点以下第1位を四捨五入しているため合計が100%になりません。

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	1.8%

(注)役員分の退職一時金を簡便法で会計処理した金額を含みます。

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は9,098,848円です。

4 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項については、注記事項（法人単位）に記載しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預け金、代理店預託金、譲渡性預金は短期間で決済されるものが大半を占め、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）	41,501,396,602	41,044,627,660	△ 456,768,942
② 有価証券			
満期保有目的の債券	44,040,687,786	43,606,250,000	△ 434,437,786
③ 貸付金	1,499,664,649,135		
貸倒引当金（注）	△ 2,459,958,440		
	1,497,204,690,695	1,456,760,949,036	△ 40,443,741,659
④ 他勘定貸付金	183,703,725,182	173,064,666,737	△ 10,639,058,445
⑤ 求償債権（注）	825,880,698	825,880,698	0
⑥ 年金譲受債権（注）	13,866,549,852	14,705,889,396	839,339,544
資産計	1,781,142,930,815	1,730,008,263,527	△ 51,134,667,288
⑦ 借入金	240,961,823,000	226,635,156,881	△ 14,326,666,119
⑧ 他勘定借入金	5,000,000,000	4,456,057,931	△ 543,942,069
⑨ 債券	1,222,179,264,086	1,178,424,742,496	△ 43,754,521,590
債券発行差額	△ 8,207,907	△ 8,207,907	0
	1,222,171,056,179	1,178,416,534,589	△ 43,754,521,590
負債計	1,468,132,879,179	1,409,507,749,401	△ 58,625,129,778

（注）貸付金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金等を控除しています。なお、求償債権及び年金譲受債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）	0	0	41,044,627,660	41,044,627,660
② 有価証券				
満期保有目的の債券	5,596,436,000	38,009,814,000	0	43,606,250,000
③ 貸付金	0	0	1,456,760,949,036	1,456,760,949,036
④ 他勘定貸付金	0	0	173,064,666,737	173,064,666,737
⑤ 求償債権	0	0	825,880,698	825,880,698
⑥ 年金譲受債権	0	0	14,705,889,396	14,705,889,396
資産計	5,596,436,000	38,009,814,000	1,686,402,013,527	1,730,008,263,527
⑦ 借入金	0	212,481,227,936	14,153,928,945	226,635,156,881
⑧ 他勘定借入金	0	0	4,456,057,931	4,456,057,931
⑨ 債券	0	582,410,025,472	596,014,717,024	1,178,424,742,496
債券発行差額	0	△ 8,207,907	0	△ 8,207,907
	0	582,401,817,565	596,014,717,024	1,178,416,534,589
負債計	0	794,883,045,501	614,624,703,900	1,409,507,749,401

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）

取引金融機関から提示された価格を時価としており、レベル 3 の時価に分類しています。

② 有価証券

国債、地方債、政府保証債及び社債は、業界団体が公表する取引価格等の相場価格によっています。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しています。一方で、地方債、政府保証債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しています。

③ 貸付金

貸付金の種類、債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル 3 に分類しています。

④ 他勘定貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル 3 に分類しています。

⑤ 求償債権

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル 3 に分類しています。

⑥ 年金譲受債権

債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

負債

⑦ 借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

なお、財政融資資金借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合の財政融資資金貸付金利で割り引いて時価を算定しており、レベル2に分類しています。

⑧ 他勘定借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

⑨ 債券

貸付債権担保債券及び一般担保債券については、業界団体が公表する取引価格等の相場価格によっています。当機構の発行する債券は、活発な市場における価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

住宅宅地債券については、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

5 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,428,017,306	5,596,436,000	168,418,694
	地方債	3,399,982,122	3,466,690,000	66,707,878
	政府保証債	99,562,476	104,370,000	4,807,524
	社債	522,033,743	538,864,000	16,830,257
	小計	9,449,595,647	9,706,360,000	256,764,353
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	0	0	0
	地方債	12,523,440,012	12,043,620,000	△ 479,820,012
	政府保証債	7,167,652,127	7,053,900,000	△ 113,752,127
	社債	14,900,000,000	14,802,370,000	△ 97,630,000
	小計	34,591,092,139	33,899,890,000	△ 691,202,139
合 計		44,040,687,786	43,606,250,000	△ 434,437,786

(2) その他有価証券

(単位：円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	45,000,000,000	45,000,000,000	0

なお、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものではありません。

6 収益認識関係

(1) 収益の分解情報

当機構の顧客との契約から生じる収益は、主に機構団信又は3大疾病付機構団信による債務弁済充当契約に基づく団信特約料です。当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分における団信特約料は、附属明細書（住宅資金貸付等勘定）の「13 開示すべきセグメント情報」に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針（住宅資金貸付等勘定）の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しています。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

9 不要財産に係る国庫納付等

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

種類	帳簿価額	国庫納付等の額	国庫納付等が行われた年月日	減資額
現預金	1,247,063	1,247,063	令和6年7月10日	0
計	1,247,063	1,247,063	—	0

(2) 不要財産となった理由

令和5年度までに措置された政府出資金等について、当該財産については今後見込まれる事業量のもとでは業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたためです。

(3) 国庫納付等の方法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき、国庫納付を行いました。